

2024年10月 7日

大阪市教育委員会  
教育長 多田勝哉 様  
大阪市子ども青少年局  
局長 佐藤充子 様

大阪市教職員組合  
執行委員長 松岡 誠

2024年度 教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善に関する要求書

大阪市教職員組合は、教職員の勤務労働条件ならびに施設設備の改善について、以下のとおり要求する。

大阪市教育委員会（以下、教育委員会）ならびに大阪市子ども青少年局（以下、子ども青少年局）におかれては、これらの要求を真摯に受け止め、要求実現のために努力されたい。

<勤務労働条件について>

1. 教育委員会ならびに子ども青少年局は、市教組に対して労使対等の原則を厳守し、教職員の勤務労働条件に係る事項については、一方的な実施を行わず誠意ある対応を行うこと。
2. 学校園職場における教職員の休憩時間の取得状況を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。  
併せて、時間外勤務をはじめとする教職員の長時間勤務の実態を明らかにするとともに、改善に向けた具体的方策を述べられたい。
3. 学校園職場の労働安全衛生委員会の設置や「長時間勤務職員に対する面接指導」の実施状況を明らかにすること、また、労働安全衛生体制の更なる充実を図ること。
4. 教職員の長時間勤務の解消に向けて、教育委員会に設置されている「学校業務改善ワーキンググループ」での協議内容を明らかにされたい。
5. 教職員の病気休職者や早期退職者が他府県に比べて多い現状について、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。また、学校園職場におけるメンタルヘルス対策事業の充実を図ること。
6. 教職員の定期健康診断の更なる充実を図るとともに検診結果に基づく精密検査を実施すること。また、「要精密検査」「要受診」等で受診を行う教職員については、職務免除扱いとすること。
7. 福利厚生事業については、教職員の健康維持と勤務意欲向上につながるよう、更なる充実を図ること。
8. セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、各ハラスメント防止のための指針やガイドラインを、すべての職場に周知徹底すること。また、防止のための具体的方策について述べられたい。
9. 学校の働き方改革推進のために、文科省が示している「学校・教師が担う業務に係る3分類」に対する教育委員会の考え方を明確にし、役割分担や適正化を推進すること。
10. 学校のICT化が真に学校の働き方改革に寄与するものとなるよう、改善を行うこと。  
また、授業用パソコンを復活させること。

11. 「部活動の地域移行事業」により、中学校教員の部活動の負担が実際に削減されているか、検証すること。地域移行が完了するまで当面、教員特殊業務手当を増額すること。
12. 年間標準時数を大幅に超えないようにするため、週当たりの授業時数に余裕を持たせるよう、各学校に指導すること。また、カリキュラムの編成権は学校にあることから、「総合的読解力育成カリキュラム」など年間を通して授業時数を圧迫する取り組みを導入しないこと。
13. 障がいのある子どもの教育保障に向けて、特別支援教育サポーターの更なる拡充と待遇改善を行うこと。
14. 年休の取得を促進するため、現在の4月付与を10月に移行されたい。
15. 政令市への移管により、教職員の給料や退職金が大きく引き下げられた。教職員の働く意欲を向上させるためにも現行の給料を大幅に引き上げること。特にこの2年間は物価上昇により、実質賃金がマイナスとなっていることから、若年層だけでなく、中高年齢層の給料も同様に引き上げること。  
また、政令市移管により後退した妊娠障害休暇期間や時休の分割取得については早急に改善を行うこと。
16. 教職員の人事評価については絶対評価とし、評価結果については給与等に反映させないこと。また、評価制度の向上に向けて管理職を含む教職員へのアンケートを実施すること。さらに、評価者に対する研修の充実を図ること。
17. 雇用と年金の確実な接続を図るため、暫定再任用制度の処遇改善を図ること。とりわけ、定年延長による給与7割とフルタイムの暫定再任用教員の給与格差を是正すること。
18. 「大阪市特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、事業主として職場環境のさらなる改善等、教職員が安心して育児や仕事に取り組めるよう施策を充実させること。  
また、男性教職員の育児休業取得を促進するための施策を講じること。
19. 育児短時間勤務や部分休業について、取得対象年齢を引き上げること。
20. 育児職免については、有給扱いとすること。
21. 更年期障害などに対応できる休暇制度を創設すること。
22. 不妊治療については、その状況に応じて必要な日数の取得が可能となるよう改善を図ること。
23. 教職員の早出遅出勤務について、取得対象児童の年齢を引き上げること。
24. 非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するための特別休暇を設けること。
25. 泊行事に付き添う教職員に日当を支給すること。また、宿泊に係る費用については全額校費負担とすること。
26. 学校事務職員、養護教諭、栄養教諭に対しても、本務採用者による欠員補充制度を創設すること。

#### <施設・設備について>

27. 災害時の避難所として、また、児童生徒、教職員の安全確保のために、老朽化した校舎の新、改築や耐震性の不十分な校舎の補強を早急に行うこと。

28. 学校のすべての教室にエアコンを設置すること。また、修理部品の無い老朽化したエアコンについては、速やかに交換を行うこと。
29. 障がいのある子どもが安心して学校生活を送れるよう、学校内すべての場所のバリアフリー化を行うこと。
30. 男女別休養・更衣室を早急に全ての職場に設置すること。とりわけ、幼稚園においては、更衣室の設置及び設備の充実を行うこと。  
また、休養・更衣室に空調設備（エアコン）・内線電話を設置するなど、整備基準を改善するとともに、老朽化した休養・更衣室の改修を早急に行うこと。
31. 幼稚園に無線 LAN 環境の設置を早急に行うこと。

以上